

第 3 期嘉島町教育大綱

令和 8 年(2 0 2 6 年)3 月

嘉 島 町

1 策定の趣旨及び位置づけ

- 本町では、「第6次嘉島町総合計画」（計画期間 令和3年度から令和12年度まで）を策定し、町の発展及び課題解決に取り組んでいます。令和7年度に行われた同計画の中間見直し（後期計画策定）を踏まえ、国や県の教育大綱や教育振興基本計画を参酌し、第3期嘉島町教育大綱を策定します。
- この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第1条の3の第1項に基づき、本町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

※地教行法第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌した上で、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めるものとする。」

2 期間

- 第6次嘉島町総合計画（後期計画）と同じく、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 基本理念

自らの可能性を伸ばし、ともに未来を切り拓く嘉島の人づくり

- グローバル化やネット社会化が加速度的に進む、予測が困難な「正解のない時代」にあって、自らの無限の可能性を伸ばしながら、主体性をもちつつ他者と協働し、切磋琢磨し合って、よりよい未来を創っていく人材を育成することを基本理念とします。

4 基本目標

- 基本理念のもと、3つの基本目標を掲げます。
- ① 時代の変化に対応し、ともに生き抜く力を育む学校教育の充実
- ② 家庭の教育力の向上と地域とともにある学校づくり
- ③ 人生100年時代の生涯学習・生涯スポーツと文化・芸術の振興

5 取組の基本的方向性

- 基本目標ごとに、以下のとおり取組の基本的方向性を定めます。

基本目標 1

時代の変化に対応し、ともに生き抜く力を育む学校教育の充実

- ① 安全で安心して過ごせる学校づくり
- ② 時代の変化に対応し、ともに生き抜く力を育む学校教育の充実
- ③ 学びを支える教育環境の整備

基本目標 2

家庭の教育力の向上と地域とともにある学校づくり

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 地域とともにある学校づくり
(学校、保護者、地域、関係機関等の連携と協働)

基本目標 3

人生100年時代の生涯学習・生涯スポーツと文化・芸術の振興

- ① 生涯学習・生涯スポーツの振興
- ② 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用
- ③ 自分ごととしてとらえる人権教育の推進

6 その他

- 教育大綱に定める基本理念、基本目標及び基本的方向性の実現のために実施する取組の内容については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「第3期嘉島町教育振興基本計画」に掲載します。